Kumamoto City

News Release

令和８年（2026 年）10 月 28 日

令和８年度　熊本市総合計画審議会の開催について

本市では、人口減少などの社会経済情勢の変化や様々な地域課題に対応した「上質な生活都市」を創造していくため、熊本市第８次総合計画に基づくまちづくりを推進しています。

本計画の令和７年度の評価・検証（行政評価）及び地域未来交付金（地域未来推進型）事業の実施状況の審議を行うため、下記のとおり熊本市総合計画審議会を開催します。

記

１　日　　時　令和８年（2026 年）10 月 30 日（金）15 時 00 分～16 時 00 分

２　場　　所　市役所　議会棟　2 階　予算決算委員会室

３　委員名簿　別添のとおり

４　議　　事（予定）

（1）熊本市第８次総合計画の行政評価について

（2）地域未来交付金（地域未来推進型）事業の実施状況

５　その他

・会議は公開します。

・熊本市第８次総合計画は以下の本市ホームページに掲載しています。

熊本市第 8 次総合計画について ／ 熊本市公式サイト

＜問い合わせ先＞
熊本市　政策局　総合政策部
政策企画課（096-328-2035）
課長：杉本

熊本市総合計画審議会（R8年度）

委員一覧						
分野		氏名	フリガナ	団体名	部署名	役職名
1	学識	鈴木　桂樹	スズキ　ケイジュ	熊本大学		名誉教授
2	学識	小林　寛子	コバヤシ　ヒロコ	東海大学	文理融合学部	客員教授
3	学識	本間　里見	ホンマ　リケン	熊本大学	大学院先端科学研究部	教授
4	学識	澤田　道夫	サワダ　ミチオ	熊本県立大学	総合管理学部	教授
5	学識	八幡（谷口）　彩子	ヤハタ（タニグチ）　アヤコ	熊本大学	大学院教育学研究科	教授
6	報道	前田　克	マエダ　マサル	株式会社　熊本日日新聞社	論説委員会	委員長
7	商工	原山　明博	ハラヤマ　アキヒロ	熊本商工会議所		専務理事
8	雇用	森田　康昭	モリタ　ヤスアキ	日本労働組合総連合会熊本県連合会	連合熊本地域協議会	議長
9	若者	堀　友響	ホリ　ユウキ	熊本市立必由館高等学校	文理総合探究科文理コース	第2学年
10	公募	茨木　いずみ	イバラキ　イズミ			

熊本市総合計画審議会運営要綱

制定　令和４年（2022 年）12 月 16 日　市長決裁
改正　令和７年（2025 年）3 月 27 日　市長決裁

（設置）

第１条　この要綱は、熊本市附属機関条例（平成 19 年条例第 2 号）第３条の規定に基づき、熊本市総合計画（以下「総合計画」という。）の評価・検証及び中間見直し並びに次期総合計画の策定に必要な事項を審議するため、熊本市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　審議会は、条例別表に掲げる設置目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

(1)総合計画の評価･検証に関すること。

(2)総合計画の中間見直しに関すること。

(3)次期総合計画の策定に関すること。

（組織）

第３条　審議会は、市長が委嘱する委員をもって組織する。

２　委員の任期は、２年以内とし、再選を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　審議会に副会長を置き、委員のうちから会長がこれを指名する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

２　審議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（部会）

第６条　審議会は、総合計画に関する具体的な検討等を行うため必要に応じて部会を設置することができる。

２　部会の部会長及び委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

３　部会の運営に関し必要な事項は、会長が別途定める。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、政策局総合政策部政策企画課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和４年（2022 年）12 月 16 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年（2025 年）４月１日から施行する。